

徳島市監査委員告示第2号

平成30年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成31年1月8日

|         |   |   |   |
|---------|---|---|---|
| 徳島市監査委員 | 稲 | 井 | 博 |
| 同       | 工 | 藤 | 誠 |
| 同       | 森 | 井 | 嘉 |
| 同       | 西 | 林 | 幹 |

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤彰良

平成30年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成30年12月3日報告分）に基づく措置状況

財政部

| 監 査 の 結 果  | 措 置 状 況   |
|--|---|
| 1 収入事務<br>(1) 税務証明照合手数料について、収入済額の年度更正が行われず、調定漏れとなっているものがあった。                                 | (1) 当該手数料については、現年度の雑入として収入しました。今後は、収入事務についてマニュアルを整備する等、徳島市会計規則に基づき、適正に収入事務を行います。                      |
| 2 支出事務<br>(1) 旅費の予算執行伺書兼支出負担行為書及び旅行命令書が確認できないものがあった。<br>(2) 物品購入において、契約書又は請書が作成されていないものがあった。 | (1) 当該文書については、直ちに特定し確認しました。今後は、文書取扱規程に基づき適正に保管します。<br>(2) 直ちに請書を作成しました。今後は、徳島市契約規則の規定に基づき、適正に処理を行います。 |
| 3 契約事務<br>(1) 競争入札を行うべき契約について、随意契約としているものがあった。<br>(2) 決裁権者が適正でないものがあった。                      | (1) 今後は、徳島市契約規則に基づき、適正に処理を行います。<br>(2) 当該文書については、直ちに是正しました。今後は、事務決裁規程に基づき、適正な事務処理の徹底を図ります。            |
| 4 財産管理事務<br>(1) 公有財産の増減報告が適正になされていないものがあった。  | (1) 当該報告書については、公有財産規則に基づき、適正に処理を行います。   |
| 5 その他<br>(1) 出勤簿に押印のないものがあった。  | (1) 押印のない出勤簿については、出勤を確認したうえで押印しました。今後は、徳島市職員服務規程に基づき、適正に処理を行います。                                      |